新発田市屋外広告物条例施行規則

平成 20 年 10 月 10 日 新発田市規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、新発田市屋外広告物条例(平成20年新発田市 条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項 を定めるものとする。

(許可の申請)

- 第2条 条例第7条の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書正副2通に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請に係る屋外広告物(以下「店告物」という。)又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)がはり紙、はり札等(屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第7条第4項前段に規定するはり札等をいう。以下同じ。)、広告旗(同項前段に規定する広告旗をいう。以下同じ。)又は立看板等(同項前段に規定する立看板等をいう。以下同じ。)(以下これらを「簡易広告物等」という。)であって、市長がその必要がないと認めたときは、添付書類の一部を省略することができる。
 - (1) 広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置する場所及びその付近の見取図
 - (2) 広告物等の形状、寸法、構造、色彩、意匠等に関する仕様書及び図面又 は見本
 - ③ 広告物等を表示し、又は設置する土地又は建物その他の工作物等が自己 の所有又は管理に属さない場合は、当該土地又は当該建物その他の工作物

等の所有者又は管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し

- (4) 他の法令の規定により許可等を要する場合は、当該許可等を受けている ことを証する書面又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類(完了の届出)
- 第3条 条例第7条の許可を受けた者が広告物等の表示又は設置を完了したときは、別記第2号様式により、当該広告物等のカラー写真を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、簡易広告物等にあっては、この限りでない。

(禁止物件等に表示し、又は設置することができる広告物等の基準) 第4条 条例第8条第3号の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。 第5条 条例第9条第1号から第3号まで及び第8号の規則で定める基準は、

- 第6条 条例第10条第2号の規則で定める基準は、別表第7のとおりとする。 (禁止地域等における許可の申請等)
- 第7条 条例第11条の許可を受けようとする者は、別記第3号様式による申請書正副2通に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の見取図及びカラー 写真
 - (2) 第2条第2号から第5号までに掲げる書類

それぞれ別表第2から別表第6までのとおりとする。

2 第3条本文の規定は、前項の許可を受けた者が当該許可に係る広告物等の表示又は設置を完了した場合について準用する。

(許可地域等に表示し、又は設置することができる広告物等の基準)

- 第8条 条例第12条の規則で定める基準は、別表第8のとおりとする。
- 2 条例第12条第1号の規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 政治、学術、文化又はスポーツに関する演説会、講演会その他の活動のために表示し、又は設置する広告物等

(2) 町内会、自治会その他の公共的団体が、公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等

(協議等)

- 第9条 条例第13条第1項の規定による協議をしようとする国又は地方公共 団体は、別記第4号様式による協議書正副2通に次に掲げる書類を添えて、 市長に提出しなければならない。
 - (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の見取図及びカラー 写真
 - (2) 第2条第2号から第5号までに掲げる書類
- 2 市長は、条例第13条第1項の規定により同意をしたときは、その旨を同項の規定により協議をした国又は地方公共団体に通知するものとする。
- 3 条例第13条第1項の規定により同意を得た国又は地方公共団体が広告物等の表示又は設置を完了したときは、別記第5号様式により、当該広告物等のカラー写真を添えて、市長に届け出なければならない。
- 4 条例第13条第2項の規定による届出は、別記第6号様式により、第2条 各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(許可の基準)

第10条 条例第14条第1項の許可の基準は、別表第9及び別表第10のとおりとする。

(許可の期間)

- 第11条 条例第16条第2項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる広告物等の種類に応じ、当該各号に掲げる期間とする。
 - (1) はり紙 2月以内
 - (2) はり札等、広告旗、立看板等、横断幕、懸垂幕及びアドバルーン 3月 以内
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 3年以内 (更新の許可申請等)

- 第12条 条例第16条第3項の規定による更新の許可を受けようとする者は、別記第7号様式による申請書正副2通に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請に係る広告物等が簡易広告物等であって、市長がその必要がないと認めたときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。
 - (1) 広告物等の現況のカラー写真
 - (2) 別記第8号様式による広告物等点検書
 - (3) 広告物等を表示し、又は設置する土地又は建物その他の工作物等が自己 の所有又は管理に属さない場合は、当該土地又は当該建物その他の工作物 等の所有者又は管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し
 - (4) 他の法令の規定により許可等を要する場合は、当該許可等を受けている ことを証する書面又はその写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類(変更等の許可申請等)
- 第13条 条例第7条の許可を受けた者であって条例第17条第1項の変更又は改造の許可を受けようとするものは、別記第9号様式による申請書正副2通に第2条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請に係る広告物等が簡易広告物等であって、市長がその必要がないと認めたときは、添付書類の一部を省略することができる。
- 2 第3条の規定は、前項の許可を受けた者が当該許可に係る広告物等の変更 又は改造を完了した場合について準用する。
- 3 条例第11条の許可を受けた者であって条例第17条第1項の変更又は改造の許可を受けようとするものは、別記第10号様式による申請書正副2通に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の見取図及びカラー 写真
 - (2) 第2条第2号から第5号までに掲げる書類

- 4 第3条本文の規定は、前項の許可を受けた者が当該許可に係る広告物等の 変更又は改造を完了した場合について準用する。
- 5 条例第17条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合(条例 第11条の許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとする場合にあっ ては、第1号に掲げる場合)とする。
 - (1) 補修又は塗装換えを行う場合
 - (2) 広告物について、掲出物件を変更することなく、一方向の面に対して掲 出面積の2分の1未満の面積に係る色彩、意匠又は広告内容の変更を行う 場合

(許可証印の押印)

第14条 市長は、条例第7条、第11条及び第17条第1項の許可並びに条例 第16条第3項の規定による更新の許可をしたときは、それらの許可に係る 申請書の副本に別記第11号様式による許可証印を押印して、許可を受けた 者に交付するものとする。

(変更等の協議)

- 第15条 条例第18条の規定による変更又は改造の協議をしようとする国又は地方公共団体は、別記第12号様式による協議書正副2通に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の見取図及びカラー 写真
 - (2) 第2条第2号から第5号までに掲げる書類
- 2 第9条第2項の規定は、市長が条例第18条の規定により同意をした場合 について準用する。
- 3 第9条第3項の規定は、条例第18条の規定により同意を得た国又は地方 公共団体が広告物等の変更又は改造を完了した場合について準用する。
- 4 条例第18条ただし書の規則で定める場合は、補修又は塗装換えを行う場合とする。

(許可の表示)

第16条 条例第19条の許可を受けた旨の表示は、別記第13号様式による許可証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所にはり付けて行うものとする。ただし、当該許可に係る広告物等がはり紙又ははり札等(紙張り又は布張りのものに限る。)であるときは、当該広告物等に前条の許可証印の押印を受けること(当該許可証印を印刷することを含む。)によりこれに代えることができる。

(点検)

- 第16条の2条例第20条第1項ただし書の規則で定める簡易な広告物等は、簡 易広告物とする。
- 2 条例第20条の2第2項の規則で定める広告物等は、第17条第2項に規 定する広告物等であって条例の規定による許可に係るものとする。
- 3 条例第20条の2第2項の規則で定める者は、第17条第3項各号に掲げる者とする。

(管理者の設置等)

- 第17条 条例第21条第1項ただし書の規則で定める簡易な広告物等は、簡易 広告物等とする。
- 2 条例第21条第2項の規則で定める広告物等は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第3号に規定する高さが4メートルを超える広告塔、広告板その他これらに類する広告物等とする。
- 3 条例第21条第2項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。
 - (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級 建築士
 - (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条の2第1項に規定する特種電気工事資格者認定証(ネオン工事に係るものに限る。)の交付を受けている者
 - (3) 次に掲げる事由のいずれにも該当するものとして市長が認定する者

- ア 屋外広告業(法第2条第2項に定めるものをいう。)を営む者の営業所における広告物等の表示又は設置の責任者として20年以上の経験を有すること。
- イ 過去5年間にわたり、広告物等に関する法令に違反していないこと。
- 4 前項第3号の規定による認定を受けようとする者は、別記第14号様式による申請書に同号アに掲げる事由に該当することを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書を提出した者に対して、第3項第3号の認定をしたときは、遅滞なく、その旨をその申請者に通知するものとする。認定をしないときも、同様とする。
- 6 前項の規定による認定の通知は、別記第15号様式による資格認定証の交 付をもって行うものとする。

(除却の届出)

第18条 条例第22条第2項の規定による除却の届出は、別記第16号様式により行わなければならない。

(広告物等の公示場所)

- 第19条 条例第26条第1項第1号の規則で定める場所は、新発田市公告式条例(昭和30年新発田市条例第8号)第2条第2項に定める掲示場とする。 (所有者等が確認できない保管広告物等の再公示の方法)
- 第20条 条例第26条第1項第2号の規則で定める方法は、市の広報紙又は日 刊新聞紙によるものとする。

(保管広告物等一覧簿)

第21条 条例第26条第2項の規則で定める保管広告物等一覧簿の様式は、別記第17号様式によるものとし、同項の規則で定める保管広告物等一覧簿を備え付ける場所は、建築課とする。

(広告物等の返還)

第22条 条例第33条の規則で定める受領書の様式は、別記第18号様式によ

るものとする。

(変更等の届出)

- 第23条 条例第35条第1項の規定による届出は、別記第19号様式により行わなければならない。
- 2 条例第35条第2項の規定による届出は、別記第16号様式により行わなければならない。
- 3 条例第35条第3項の規定による届出は、別記第20号様式により行わなければならない。

(身分証明書)

第24条 条例第37条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第21号様 式によるものとする。

(その他)

第25条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に新潟県屋外広告物条例(平成 7 年新潟県条例第65号。以下「県条例」という。)の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等が第10条に規定する許可の基準に適合しない場合においては、当該広告物等については、県条例の規定による許可の期間は、同条の規定は、適用しない。その期間内に条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。
- 3 前項に規定する広告物等であって、この規則の施行の日から県条例の規定 による許可の期間が満了する日までの間に改修、移転又は除却をすることが

容易でないと市長が認めるものについては、その期間を経過した後において も、当分の間、第10条の規定は、適用しない。

- 4 第2条の規定は、条例附則第3項の許可を受けようとする者について準用する。
- 5 この規則の施行の際現に新潟県屋外広告物条例施行規則(平成8年新潟県規則第17号)第16条第3項第3号の規定により新潟県知事の認定を受けている者は、この規則の施行の日から1年を経過する日までの間、第17条第3項第3号の認定を受けたものとみなす。

附 則(平成24年規則第41号)

(施行期日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第59号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。